

「大日本農会報告」
に表われた

農業教育への志向

——明治初期実業教育施策史研究の一資料として——

内 山 克 巳

(1)

大日本農会は明治12年4月千葉県下総国印幡郡牧羊舎(のちの種畜場)に開設された東洋農会と、全13年3月東京芝区三田育種場内に創立された東京談農会との2者が、すなわち14年3月それらの会員数十名東京府下に会同し(註・これよりさき明治8年東京に創立されていた開農義会の会員もこの14年東京談農会に合す)、両会を合して1農会設立のことを議し14名(註・うち12名は当時農商務省員一調査判明分)の創立委員を定めて規則を編制し、4月5日芝公園内紅葉館に同志相会して協議し広く会員を募り、14年3月の第1回農談会に参加した地方老農なども加はって結成されたもので、その時これに応ずるもの、殆んど700余名に及んだという。5月29日、木挽町の明治会堂において撰挙会を開いて、幹事以上の役員、議員などを撰挙し、会頭には北白川能久親王を、幹事長には当時農商務少輔品川弥二郎、幹事にも農商務省員をもってし(註・20年前後幹事長、農務局長宮島信吉、幹事も農務局員)、事務所を芝区三田育種場内に定めた。その目的は「汎ク農事ノ経験知識ヲ交換シ専ラ該業ノ改良進歩ヲ収」むるにあった(註1)。その後入会者は逐年増加し、発会年度末には早くも1,752名にも達している。その後の16年11月現在では7,805名と最高を記録し(19年度各号資料欠・19年7,147名)、20年期には5,000名に下ったが、その間、概ね年々全国にわたり7,000名内外の会員を擁した当時結成された此種団体のうち最も大きな団体であった。しかもその会員は、中央・地方の官公吏を含んで、殆んど農村における老農・豪農・地主層の人たちであった。

云うまでもなく、この大日本農会が結成された時期は、制度的には維新以来の勸業政策を積極的に且つ統一的に主管推進するために農商務省が設立せられた時であり(註2)、現象的には老農などを指導者として各地に農談会・勸業会その他の名称を以てする農事研修や各種の共進・博覧会など数多く開催され来り又はされつつあった時期である(註3)。それは経済的には当時における貨幣経済の農村内滲透に対処する農業改良の機運が興っていたことや、技術的には従来の西洋農法に対する反省批判の気運にあったことにもよるであろう。しかし、大日本農会の結成は如上のような背景の上に立っての事であったとしても、「其会設立之趣被聞食金千円也下賜候也

明治十五年一月二十八日 宮内省」(註4)とか、15年3月の穀物煙草菜種集談会への「本年開設スヘキ農談会之儀其会へ委託(註・問題下付)候ニ付テハ補助トシテ報告書印刷費之内へ金六百円下渡候条此旨相達候事 明治十五年二月十五日 農務局」(註5)や、17年4月の三田育種場委託、手当年3,600円下賜・18年5月の植物病理試験委託その他調査依頼のようなこの期における政府の奨励・援助・委託は、他面、政治的には当時の農村における指導者層に対する民権運動への抑制的な或は注意転換の政策的な意味もあったであろうが、本質的には維新以来の政府の勸業政策の線に沿ったその延長線において、この時期にとられた老農などを推進者として浮び上げよ

うという特徴のほかは、上からの指導育成という点では何んら変りはないであろう。それはまた、10年の西南戦後の松方財政施策や、特に14年以降に見られた全国的な風水害などに伴う経済不況にも原因があろうが、維新以来の上からの勸農政策から次の20年代になって現われる小農保護を立場とするいわゆる興農政策が展開せられ始められる間の、云はば跳躍台としての過渡的な施策であったとも受取られないことはない。曾って論じたように（註6）、わが国の維新以来の農政＝初期勸農政策は元年3月の「租税賦収等ニ関スル」太政官宣達の方針に出発し、維新改革やその期の兵火水害などに伴う士族・窮民への救恤的な或は一般的には封建遺制的な勸農政策や、物産繁殖のための適地適作主義の奨励に始まり、併わせて、それは特に7年頃から一段と顕著に見られる西洋農学、農具、作物、家畜の知識技術の急激な導入移植の勸農政策をとったし、或は内外勸業品評会や展・博覧会の開催や参同ないし農書編集計画を通して、上からの直訳的、模倣的意味での啓発的、指導的な農業技術の改良が図られ来た。かかる勸農路線において、14年3月11日（15日間）浅草東本願寺で招集開催された勸農局委員と府県老農（103名）をもって構成された第1回農談会を契機として、この14年の大日本農会結成の時期頃は、政府の指導方針が寧ろ従来の上からの一方的な啓発指導的態度を、多少とも民間の老農などに置き換えた政策転換の時ではなかったかと考えられるし、——農商務省設置時の農商工上等会議の設定、これに対応しての地方への農商工諮問会規則・勸業諮問会、勸業委員制・農商務通信規則・興業意見の頒布・農事巡回教師制など一連の施策はその現われとも解釈されうる——その意味では大日本農会の結成は明治政府の巧妙賢明な代弁的機関として利用されたものとも云えないこともないであろう。それは本会創立委員が多く農商務省官員で占められて出発し、また会自体の上層組織がそうであったように、更にまた先の集談会を本会に委託して問題を下付し、これに基いて本会が官製的な集談会規則を作った如きその手始めとして、或は従前の他の諸会への例と同じく、本会が集談会若しくは共進会の開設ないし試験の場合には農商務省に上申して監督官の臨場を請願するが如き、更には地方での農事小集会の開設の場合に於ても「…余ヤ幸ニ本会ノ員ニ列リ…其記載事項ヲ以テ地方ノ老農ト議シ以テ村内農事ノ改良ヲ謀ラハ其益蓋シ大ナラント欲シ昨年十二月農事小集会開設並ニ有志者加入ノ儀諭示アラム事ヲ御役所ニ出頭シシニ郡長ハ速ニ之ヲ許可シ入会者ヲ勸奨スヘキ旨ヲ戸長ヘ達アリ…」（註7）の如きその好例である。

大日本農会報告は以上のような背景と性格をもった大日本農会の機関誌（名）であるが（25年8月大日本農会報と改題）、従前の政府勸業諸機関紙や一部府県機関紙は別種として、この期および以前に出された此種民間団体誌のうち、全国的な拡がりをもつ最も大きな団体の機関誌である。本論の意図は、この期および次期段階への一資料として、その記事のなかに本会の目的であるところの農業技術の改良進歩のための経験知識の交換以上に出でて、そこには学理が促されていたとしても、そのための一段と積極的な教育意識がどの程度に、また、どのように表われているかを讀みとろうとするところにある。

14年9月4日より實際開設し、月例予定の下総種蓄場での農業討論会開設趣旨並会則や申合規則、すなわち“農業上各自ノ経験及ヒ意見ヲ弁論討論シ互ニ智識経験ヲ拾収交換シ以テ農事ノ改良進歩ヲ謀リ、”農業ニ就キ其得失便利ヲ討論講究スル。(註8)とは大日本農会結成の趣旨・目的に副うた地方会員の逸早い組織的な試みであるが、このように本会の性格や目的が当面の農業技術の改良進歩のための経験知識の交換ということであったから、そして当時一般に実業教育、ここでは農業教育への関心も極めて薄かったのであるから、直接教育問題が論ぜられる機会を誌上で多く期待することは出来ないであろう。事実として報告第1号(14年7月刊)、第2号(14年9月刊)などが本会創立の経緯や目的・組織・運営などに関連する記事や多少の地方諸会の報告物で占められていることは当然として、この10年代における各誌の記事内容は経験知識の交換や討論講究の目的に副うような「会員通信欄」や「会員質疑応答欄」を設けており、そのほか農業技術そのものに関連する外国の学説、外国事情の紹介や、国内における一部の実験・論説・統計、其他の報告物や些少の官庁報告事項の紹介などで埋められており、直接教育問題に関連するものは極めて少ない。その見本として一部摘録例示すると次のような内容・性格のものである。

第3号(14・10刊)(論説)曲直瀬愛(当時、農務局御用掛)：清国産水蜜桃図説△池田謙蔵(当時、農務局御用掛)：^{クワリゼンブ}鯉御筒ノ説(小集会演説)(紹介報告)濠州産羊毛ノ産出及四畜類頭数表△ヘンリキ・ドリキヤ氏「園芸月報」所載の抄訳△△ユツカ：植物繊維及無機物(米岡農務省年報)△伊国1881年蚕種出来高推考△戸別経済予算表嚮形(広島県勸業雑報)△嚮寸製造ニオケル牛蠟使用一牛蠟製造法(兵庫勸業報告—農談会員 森本源右衛門ノ説)綿ノ選種法(三重県 綿集談会員 山川藤吉郎ノ説)△繭種ヲ寒水ニ浸スノ法(静岡県 繭生絲集談会員 飯塚孫次郎)△蚕種浸入ノ法(当時、農務局八等属 高木大之進)△繭ノ雌雄振別(山梨県 川口伝右衛門)△繭ノ撰別法(愛知県 岡田伊三郎)△繭ノ蒸燥殺(高木大之進、一企前) —以上6件三重県連合会共進会報告

第4号(14・10刊)(会員通信)茨城県潮来村ノ農況(今村亥太郎)△埼玉県下牛馬伝染病流行ニ付畜生心待(諸井興久)△静岡県熱海村風害ノ景況(石井憲二)△岐阜県安八下農区風害ノ景況(棚橋五郎)△山口県豊浦郡稲作ノ景況(和田理介)(質問応答)麦奴予防法(小集会問題—飯塚年整「東京府属」)△麦奴之説(農事月報第3号抄録 練木喜三—「当時、農務局御用掛」)△葡萄ノ害ヲ除クノ法(小集会問題—小沢善平「前東京談農会員」)△其他(論説)農業ノ盛大ヲ図ラント欲セハ先ツ農具ヲ改良スベシ(小集会演説—藤田一郎「勸農義社長」)△葡萄病害ノ説(曲直瀬愛—前掲「農務局員」) △農具功用ノ説(池田謙蔵—前掲「農務局員」)△鹿児島県下製糖改良ノ件(宮里正静「農務局員」)(報告・統計)桑茶培養ノ試験(和歌山県 野田四郎)△撰種園葡萄収穫比較表(東京府 小沢善平)△埼玉県牛馬疫病^{ムギノクロホ}齧頭数表(諸井興久)△千葉県三国乾鱈産額表(千葉県農商新報)△民有地各種比較表(第2次農商務統計表)(その他)農商務省余事・雑事・臨時報

こういった内容の、主として技術そのものに関連する知識の交換であるが、しかも農商務省官員がその指導の中心をなしたと思はれるが、少なくとも本会上層者の指導理念には学理を含んだ技術知識の交換以上に一歩進んで、そこに一段と積極的な研究・教育施設の設置のこともないではなかった。それは、14年12月20日芝公園内紅葉館において開催された地方長官そのほか、貴頭

紳士数十名（51名）を集めた懇話会の席上、会頭北白川能久親王が行った演説のなかに読みとられる。彼は次のように、西洋における農業の進歩に鑑みて斯業の改良進歩には学理の必要なるを説き、そのなかに研究施設と併わせて農学校の設置必要を示唆している。

…欧州諸国が今日ノ盛ヲ致ス所以ノモノハ言フノ断スレハ学理実験ノ結果トイフヘシ本邦ノ如キ実験アリテ学理ナシ共実験トイフモノハ三種ノ訣ニ過キス曰ク手加減曰ク目分量曰ク心覚是ノミニ良法妙術アリトイヘトモ其人ト共ニ消滅シ益ヲ社会ニ及ホス事少シ又後人ヲシテ其發明ノ遺緒ヲ継キ其未タ尽ササル所ヲ究メシムルニ由ナシ是レ其進歩ノ甚遅緩スル所以ナリ欧州諸国ヲ觀ルニ…其学理一タヒ之ヲ助ケテヨリ暇々乎トシテ頓ニ進歩セシナリ就中理化二学ノ勢力ハ実ニ此業ノ改良ニ促セル事殊ニ大ナリトス而シテ其之ヲ助クルヤ政府独り自ラ任スルニアラス貴族・豪農・学士ノ徒相競ヒテカヲ竭シ農會・農学校・試験場等ノ設ケ国内ニ充満シトシテ智識ヲ造リ此業ノ進歩ヲ助クルノ具ニアラサル事ナシ而シテ其智識ヲ貯ヘテ之ヲ分ツハ集談報告ノ作用ニ籍ルソレ之ヲ貯フル事愈々深クシテ之ヲ分ツ事愈々広ケレハ則其間各自ノ感触ヲ起シ注意ヲ惹キ發明改良ノ端緒ヲ開ク事亦從ツテ大ナリ是欧州農業ノ盛大ヲ致ス所以ニシテ本會事業ノ主腦トスル所ナリ……（註9）

また同じく陸軍馬医監渋谷周三も「周三職ヲ獣医ニ奉ジ…獣医ノ国家經濟ニ関スル事如此大ナリ我農商務卿此ニ高見アリ此獣医学校ヲ擴張シ年々肅々タル多士ヲ育シ全国ニ分配シ以上ニ述ヘシ所ノ事業ヲ進歩セシメントス我國家畜ノ改良スルニ至ル期シテ之ヲ待ツヘシ…明治十四年十二月二十日」（註10）と獣医教育のことに及んでいる。しかし、17年3月4日の麴町区内山下町の鹿鳴館において（来会者62名）本會幹事田中芳男（前農務局長・当時、元老院議員・農商務省御用掛農書編纂係長依嘱）が大日本農會の目的を論じ

…抑本會ノ目的タル汎ク農事ノ經驗知識ヲ交換シテ専ラ該業ノ改良進歩ヲ図ルニ在ルヲ以テ凡ソ農ノ事業ニ係ル事ハ学理・実業共ニ之ヲ鼓舞振作スヘキノ緊要ナルコト今更ニ贅言ヲ要セサレトモ本邦農家ノ現情ヲ觀察スルニ稍々歩ヲ改良ノ進路ニ向ハサルニアラサレトモ猶旧慣自ラ守リ学理ノ相乘離スルノ甚タ少シトセス…（註11）

と述べているに過ぎず、ここでは更に一步を進めた教育論にまでは言及していない。彼が説くまでもなく、農事の改良進歩に学理の必要なる所以は、7年近くは12年9月、当時勸農局長松方正義建議の農事編纂の趣旨に始る農書編修計画を始め、——16年6月～22年3月、田中自らも16年4月新設の編纂掛～課事務依嘱——すでに本報告誌の論説その他の外国事情紹介や會員報告内容それ自身が物語っているところである。しかも、彼ら會員としての農務局員や一部民間指導者會員が必要を説き或は認むるの学理とは、實際的な当面の生産に直結する農理・農法を意味しているのであって、之がための組織的、計画的な教育事業のことまでには未だ意識に上っていないかに見える。従って、この事に触れるものが極めて少ないし、また事実、そういった程度の啓蒙の段階であつたであろう。

ただ特異な例として、14年12月21日付で農商務卿河野敏鎌宛に、2府12県發起人總代第2期砂糖集談會幹事（同總代愛媛県下讃岐国阿野郡福江村都崎秀太郎不在ニ付）大阪府下西区北堀江三番町十七番地佐竹祐太郎名儀で、大阪に資本金百万円計画の「内国砂糖大会社設立願書」が提出され（註12）、そのなかの会社規則や創立趣旨には、次のような条項とともに、それらの發展として一段の教育的意図が表明せられている。

第35条（伝習）凡ソ栽培製造上試験ノ実効アルモノハ伝習生徒ヲ募リテ漸次各地ニ伝習セシムル事アルヘシ。第36条（報告）本社ハ常ニ糖業ニ関スル各地ノ通信及ヒ海外ノ新報ヲ網羅シテ報告書ヲ刊布シ漸次海外産糖諸国ト通信ノ路ヲ開クベシ。第37条（集談会及共進会）糖業者ノ気脈ヲ通シ智識経験ヲ交換センカ為メ会社ニ於テ広ク同業者ヲ招集シテ集談会或ハ共進会ヲ開クコトアルヘシ（註13）

これらが、その「特許内国砂糖大会社創立大意」において「（発明改良）…又各地ニ試験場ヲ設ケテ種々ノ試験ニ従事シ而シテ各地糖業ノ実況或ハ外国ニテ砂糖ニツキ発明改良セン件若クハ産業ノ豊凶市価ノ高低等ハ報告書ニ作りテコレヲ刊布シ或ハ集談会ヲ催シテ智識ヲ交換シ或ハ共進会ヲ開キテ製品ノ優劣ヲ定メ其優等ノモノ若クハ此業ニ発明功勞アルモノハ金円物品ヲ与ヘテ其榮譽ヲ顯ハシ進歩ヲ競ハシム等ノ事ニ至ルマテ細大トナク各地實際ニヨリテ施行スルコトアルヘシ而シテ大会社ノ資本益々増加シテ事業益盛大ニ趣ムキナハ製糖専門ノ実業学校ヲ建テ子弟ヲ教育シ東洋ニ冠タル精良ノ製糖場ヲ各地ニ分設スル等ノ遠図ナカルヘカラスコレ前途ニ於テ最モ緊要ノ事業タルハ更ニ疑ヲ容レサル所ナリ」（註14）と発展している。その設立目的が糖業上について製造販売，諸般の改良便益を護って大いに産出を増殖し，管に外品の輸入を防ぐのみならず遂に進んで之を海外に輸出する（註15）という大きな事業目的達成のためのものであったにせよ，この期としては「企業の実業学校設立その他の教育的着想として注目される資料として残されてよいであろう。

この企業内ないし企業による教育的計画は例外としても，直接に教育問題にまで論及したものは僅か2・3見られる程度である。その1つは，15年3月刊の第9号論説欄において，兼ねて大日本教育会の会員でもあった特別会員後藤達三（当時・農務局一等属下一等級）が「農業ノ三綱領」（小集会一註・在京会員の会一演説）と題して，農政・農務・農芸を挙げ，それらの目的任務を論じたものの中に見出される。すなわち，

「…農政ハ固ヨリ農務ト密接ナ関係ヲ有スト雖モ農政ハ政府ノ専ラ管掌スル所ニシテ…或ハ法律ヲ設ケ或ハ制度ヲ建テ以テ農業ノ進歩ヲ企テ農家ノ幸福ヲ図ル，例ヘハ借地条例山林条例殖民地条例伝染病予防規則等ノ如シ農業教育ノ如キ……トシテ農政ナラサルハ無ク…」（註16）

「…我国ノ農業ハ要スルニ只多年経験ノ熟練ニ過キスシテ決シテ学理ノ力能ク之カ開進ヲ助ケタルニ非ラサルナリ故ニ数百年ノ所法ヲ以テ之ヲ今日ノ現況ニ比フルモ著シキ差違ナキナリ世人ハ動モスレハ学理ノ緊要ナルヲ措テ実験ノミヲ説クト雖モ余輩ハ大ニ其目的ヲ誤レルヲ信ス何トナレハ英米諸洲ノ如キモ今ヲ距ル凡五十年前マテハ農業ヲ学科ニアラスト為シシモ世運ノ開進ニ從ヒータヒ之ニ学理ノ加ハリシヨリ人皆ナ単ニ実験ノミニ頼ルヘカラサルヲ悟リ爾來學術実験相待テ並ヒ進ミ其進歩ノ迅速ナルハ事遂ニ今日ノ盛大ヲ致スニ至リタレハナリ夫レ農耕ハ事業ナリ學術ハ原理ナリ事業豈ニ原理ニ由ラスシテ可ナランヤ原理ナキノ事業ハ真ノ事業ト云フヘカラス只人ノ行事ヲ倣擬スルニ過キサルノミ何ヲカ學術ト云フ農芸化学物理生理地質機械等ノ諸科即チ是ナリ是等ノ学科ヲ設ケスルハ焉ノ能ク農事ノ進歩ヲ望ムヘケンヤ」（註17）

その第2は，通常会員松井平太郎（当時・青森県御用掛）の第38号誌（17・8・15刊）における本会第3回大集会（註・全国会員の会）演説内容記事もそうである。その題目は「家禽ヲ蕃殖スルノ要及ビ其奨励法一斑」であるが，「地方会員の演説としても，また特に農学の分化・専門化の方向を志向している点で注意せられる。

「……我農業ノ改良進歩ヲ図ルヲ以テ急務トナスノ今日ニ當リ其最モ先ニスヘキハ分科専門ノ法ニ則リテ泰西農学ノ蘊奥ヲ研修スルニ在リ然ルニ一人ニシテ生物・理化・種芸・牧畜・獣医等ノ諸科ニ互リ単ニ普通農学

ヲ修メテ足レリトナス宜ナリ農理朦朧トシテ農実ヲ照スノ明ナキコト眼ヲ転シテ泰西諸國ノ景況ヲ觀察スレハ農理農業共ニ此法ノ行ハルルヲ慕ヒ精シク牧畜科中尚ホ牛馬羊豚等各ク別ニ其育法ヲ学ヒ種芸科中亦穀茶菓木等殊ニ其養法ヲ習フ其他諸般ノ学科皆ナリ而リ随ヒテ実業家ノ業ヲ執ルモノ亦悉ク此法ニ依ラサルナシ思ウニ本邦ノ産業ヲ振興シテ実利ヲ挙クルノ要ハ実ニ此法ヲ進ムルニ在ルカ予ヤ夙ニ農学ニ志シ普通修学ノ後ニ至リ尚專ラ一科ヲ修ムルニアラサレハ可ナラサルヲ知り自ラ思ヘラク今ノ時ニ於テ何物カ勞費ヲ要スルコト少ナクシテ利益ヲ生スルコト多キカト遂ニ志ヲ家禽ニ決シタリ…………今最モ急務トナス所ヲ挙レハ其等五アリ…………第四家禽書ヲ編製スル事（註18）。

次にその3は、18年度に入って先の特別会員佐藤達三の明瞭な「農業教育論」と題する論説が表われている（第4回大集会演説）。これは小学校における農業教育に主眼を置いて論じたものであるが、教育の本質、そして一般教育方法論より説を起して近代的な農学および農業教育内容論に及び、兼ねて従来までの詳細な我が国農業教育制度・施策ないし外国教育の紹介とそれとの比較など、そして「学問ナキ経験ハ真ノ教育ニ非スト云フモ可ナリ」と断ずるなど、本農会報告誌としては初めての専門的な農業教育論を展開している（註19）。そのうち特に彼の小学校農業教育論や教員養成論は、当時としては貴重な資料となりうるものである。長文にわたるが敢て之を摘録すると次のようなものである。

「サテ小学校教則綱領ヲ看ルニ…抑農学ハ約言スレハ関係ノ至リテ広キ学問ニテ所謂農ハ術芸学問商業ノ三者ヨリ成ルト云フ程ノモノナレトモ固ヨリ小学校ニ於テハ綱領（註・小学校教則綱領）ニモ述タル如ク僅ニ其初步ヲ授クルコトニテ授業ノ要旨モ亦農家子弟ノ常ニ近接スル事柄ナレハ敢テハ百屋ノ子供ニ質屋ノ帳合ヲ教ヘ大工ノ子弟ニ呉服屋ノ勘定ヲ習ハシムル如キ感覺ヲ生セス却リテ他ノ学問ヨリハ学ヒ易カルヘシ郷村ノ小学校ニテ児童ニ農学ヲ授クルニハ生徒年令ノ幼稚ナルト共ニ身心ノ孱弱ナルトニ由リ主トシテ講義的ノ教育ヲ授クルヲ良トスレトモ之ヲ授クルニ縦令生徒ニ躬ラ田圃ヲ耕カサセ又牛馬ヲ使ハシメサルモ教員ハ適当ノ教科書ニ拠リ成ル可ク比較ト実例ヲ挙ケテ其義ヲ説クヲ要トス故ニ小学校ニハ和洋ノ農具各般ノ耕種物農用畜産ノ図模型等ヲ備ヘ置キテ其名称効用栽培飼養等ヲ指示シ時アリテ教員ハ生徒ヲ率ヒ校外ニ出テ田圃家畜蚕室工場等ニ到リ実地ニ就キ己ニ学ヒシ所ノ要領ヲ指示スルニ於テハ大ニ生徒ノ理解力ヲ助クルモノナリ加之教員ハ平生地方ノ老農ト交際ヲ為シ又地方ノ農談会ニ臨ミ勉メテ地方ノ農況ヲ知ルヲ要トス 前述スル如ク小学校ニ農学ヲ加ヘシ上ハ予ハ農業ノ趣旨ヲ其他ノ普通学科科目ニ係ハラセ之ヲ教授セサレハ恐ラクハ其効驗少ナカラント思惟ス乃算術ヲ授クルニモ特ニ農業ニ関スル問題ヲ設ケ物理ニ於テハ槓杆ヲ設クレハ鋤鋤ノ実例ヲ示シ化学ニ於テハ無機有機ヲ設ケハ稿若シクハ土ヲ焼キ灰ト煙ノ証例ヲ示シ動物モ亦農業関係ノ物体ニ就キ其性質効用分科分類等ヲ授クル事トナスカ如キ等ノ如クシ且是等ノ諸科目ニ渾テ農用ノ文字ヲ冠セントスルナリ…………又小学校ニ農学ヲ加フルニ於テハ固ヨリ之ニ充ツル教員ヲ養成スルノ法最緊急ナリ小学校ノ農学教員ヲ養成スル場処ハ主トシテ師範学校ニ依ラサル可カラス又師範学校ノ農学科教員ハ高等農学校ニテ農学ヲ卒業セシ者ヲ採用スルニ在リ然レトモ農学ノ本邦ニ開ケタル日猶淺ク之ニ加フルニ農業ハ……一概ニ歐米ノ農ニ倣ヒ難キ場合多クレハ彼此折衷教授スルコト肝要ナリト信ス早見ニテハ師範学校ニハ本邦ノ農業ニ老練ノ者ヲ入レ農学科教員ニ附属セシメ適當ノ教科書ヲ編成シテ之ヲ以テ生徒ニ教授シ且校内ニハ実験用ノ田圃ヲ設ケ土壌肥料耕種果物ノ栽培接換擇挿栽桑養蚕等必須ノ科目渾テ実験ヲ為サシメ又高欄工場等ニハ教員躬ラ生徒ヲ率ヒ到リテ実物ニツキ口授ヲ為ス等ノコトアルヲ要ス…一言シタキハ農家ノ子弟ハ幼稚ニハ普通学校ニ入りテ農学ノ楷梯ヲ学ヒ長シテハ専門農学校ニ入り完全ナル農業ノ教育ヲ受クルコト希望スル是ナリ…………（註20）

この所論は、この頃としては稀らしい専門的な教育論として価値づけられるものであるが、明治9年1月開校の津田仙の学農社農学校（註・学農社設立8年7月）での「農学受持の教師は凡て語学者で、作物学・農芸化学・農業経済学等の英米の農書につき訳読講演（註21）」とした時代から始って、この頃にも引続いて「当時の教育たるや実に変なもので、教へる者も教はる者も実地応用の点などに意を払はず、単に将来何か役に立つだらうと云ふ位の見当で、授業をしたらしく思へる。夫れだからアメリカの原書によりて作物を教へたり欧米の大農組織の農用器具材料を教へたりして、農具の見本は米国より取り寄せても、曾って使用したこともなく、唯見本用として陳列されておった…此現象は明治30年頃迄農科大学に於ても見られた…明治20年頃は農業教育の必要を一般に認められない許りでなく、反って農事には教育は害になると思はれ、学校に出せば農業が嫌になると云はれ、学校設立に反対する県もあった。又宗教者の養蚕業に反対して県の指導を妨げた処もあった…（註22）。それが30年10月文部省に実業教育局が設置された当時においてさえ、「一般教育者に於ては往々実業教育は営利教育と見て人格教育の害を為すものとして反対される向も少なからず……」（註23）とか或は27年6月実業教育費国庫補助法が出た頃も世間の認識は極めて薄弱冷淡で、その後も中学校には割合に入学志願者が多かったが、実業学校、特に農学校は折角設立しても志願者が少ないため「所謂生徒募集難の時代を現出しました。そこで県郡では其救済策即ち入学奨励法として全く授業料を免除した所もあれば学資を補助した所もあった……」（註24）などと思出を語られる程であるから、農業教育論がこの期の本誌上に表われる機会は極めて少なかったと考えねばならないであろう。

(3)

ところで、本会報告に表われた直接の教育論と見るべきものは以上の3・4に過ぎないのであるが、もちろん本会が殆んど教育問題に関心を払はなかったという訳ではないであろう。それは、その記事の中には農業書のほか次のようなものが紹介されているからである。

福島県獣医講習所設立の景況（第6号）・農事講習会の設立—静岡県加茂村和田村下田義天類氏全地に春園農事講習場と称する学舎を設け農学生徒を教育せらるる由（第11号）・駒場農学校職制及職員名称等級（第12号）・獣医会—福岡県獣医講習設立の景況として客才終了生の獣医会設立（第20号）・北白耳曼国獣医開業試験の概略（第21号）・農学校通則—農商務達（第23号）・駒場農学校卒業・学位証書授与式の景況（第25号）・駒場農学校変則獣医科卒業証書授与式の景況—下総種畜場内に分校（第27号）・澳国農学の景況（第30号）・農書編纂（第31号）・公立農学校実験用地免租（第31号）・駒場農学校変則獣医科卒業証書授与式の景況（第31号）・埼玉県獣医学講習会及び獣医養成の実況（第31号）・学位授与—札幌農学校（第38号）・露国調馬学校の紹介（第43号）・萬国養蚕会議の冀望要件—小学校教員に養蚕上の教育を与えること、養蚕実験所の増設改良など（第43号）・県立農学校の数—明治16年・17年度（第44号）・駒場農学校学位授与式、札幌農学校学位授与、札幌農学校生徒募集、中学校師範学校教員免許人名中農学科に係わるもの福島農学校規則改正（以上第49号）・獣医免許規則及開業試験規則、農事巡回教師設置（第51号）・農事講習所—山形県南村山郡元千歳園内に地方税により設立26名生徒を入学させ去る8日開業、農学校設置—山口県では従来農事・獣医の講習会を開催教授せしを18年より廃し第1種農学校を設置生徒募集中、農業協会の

教務一独乙ジイグムンドリンデ氏著開明国民教育論抄訳（以上第52号），

ところが20年度各号誌になると、勿論この種の紹介記事や農業書紹介も含まれるが、論説欄では技術問題は当然として、階層分化過程にあつての農村経済の立場からする一般農民層の農業改良を訴え、併わせてそのための教育論といった内容のものが表わされている。それは、すでに17年10月第2次勸業会（農務部）の1問題「農家経済ノ思想ヲ涵養スル手段」として提案されたものであるが（会頭、当時・農商務大書記官岩山敬義）、第57回小集会における岩山敬義（同前・前農務局長、当時・元老院議員）の「…我国ノ農家ハ…因襲ノ久シキ大率時間労力ノ如キハ意ニ介セスシテ幾ト得失損金ノ外ニ置クノ状ナリ…然レハ今日ノ急務ハ農業改良ニ先立チヨク農家ニ経済思想ヲ起サシメ以テ其改良ノ必要ヲ感セシメルニ在リ…」（註25）もその一端であるが、特別会員半井栄（当時・農務局判任一等上）の「我国農家ノ資格ヲ論ス」（第55回小集会演説）はよくこの期以後における小農を含めた農業改良論の立場を示しているかに見える。

「近頃ハ人智ノ開ケユクニ從ヒ事々物々改良ノ必要ヲ感シ或ハ束髪ニ或ハ衣服ニ…改良論ノ世ニ行ハレ…此際改良ノ独後レタルモノハ農業ニシテ其改良ノ最難キモノマタ農業ナルヘク而テ…改良ノ最必要ナルモノモ亦農業ナラント信ス然ルニ維新以來官民ノ豊力少ナカラサルニモ拘ラス農業ノ改良ハ小部分ニ止マリテ未全ク大体ニ達セサルハ何故ナルカ蓋シソノ改良ノ熱心ハ局外者即政府及ヒ有志ノ間ニアリテ肝腎ナル当局者即農家ハ却リテ局外者ホトノ熱心ニ乏シキニヨルナラン農業改良ノ手段ハサマサマアルヘケレトモ先ソノ当局者ハ自作ト小作ノ二種ニシテ…サテ此人タチノ知識資本気力勤勉ノ如何ヲ論センニ自作者ハ…天晴農業改良ノ矢面ニ立ツヘキモノナレトモ如何セン其知識ハ概シテ低度ト云ハサルヲ得ス其資本モ亦決シテ…其気力モマタ甚乏シク只勤勉ノ一点ニヨリテ纔ニ生活スルニ過キサルヘシ小作者ニ至リテハホトト論外ノアリサマナリ…豪農ハ事実ヨリ云ヘハ農家ノ数ニ入ラスモノナリ…中村直三（註・老農）カイワユル地賃渡世ノ名義実ニ当レリ…彼等ハタトヒ直接農業ニ関係ナキモ其耕地ヲ有シコレヲ小作人ニ貸シテ其收穫物ニヨリテ利益ヲ得ル以上ハ其小作人ノ農事ヲ改良シテ利益ヲ得ハ結局地主ノ利益タルヘキハ勿論ナリ…」（註26）。

そして同じく第57回小集会における先の後藤達三の「学理ヲ農業上ニ応用スルノ方法」演説に至って、これらを一步進んでその方法として、(1)通俗農理講談会の開催(2)我国の農業に平易なる学理を応用した農書の編纂(3)農者に実験の欲望を起させることを挙げているが如き、他方また「以上挙クル所ノ三個ノ方法ハ極メテ近易ナル方法ヲ以テ之ヲ普通農者ニ応用スルモノニシテ其稍高尚ノ学理ヲ応用スルニハ農学校マタハ実験農場ノ設置ナカル可カラス…」（註27）とか、更には農者に農学校に入学せしめて応用学科を得せしめることは到底困難なことであるから、本会（大日本農会）において農学校教師中より人を撰んで講師として地方郷村に派遣遊説せしめてはといった設案（註27）、或は本農会自らも農学講議を開催し、農学講義録を農者に配賦するといった提案を試みているが始き（註28）、何れも一般農民層に対する教育普及をめざす姿勢である。しかも特別会員村上要信（当時・農務局判任三等、のち畜産課長）は第6回大集会において、「農業ノ振否ハ国力ノ強弱ニ関ス」と題して精神面の教育を強調し、農業を進歩せしむるには忍耐力と協和力に富める脳裡の精神をもたしめるにありと主張し、この耐忍と協和の精神を養ひ不拔の心をもって農業を振起し国力を富強ならしめねばならない。そのためには、欧米諸国の如く教育と宗教に力点を置くべきであるとして、農民には耶蘇教を奉ぜしむることが農業を培養する一大良好の肥料である

と断じている。これまた本誌上始めての異例な所説である。すなわち、

「…彼ノ欧米濠洲ノ人民ノ忍耐協和ノ精神ニ富メルハ要スルニ教育ト宗教トノ二者ノ力与リテ大ナリト但教育ハ普ク之ヲ行ハントスルモ中等以上ノ者ニアラサレハ大学専門学校ニ入りテ高等ノ学問ヲナス能ハス其中等以下ノ人民ニ在リテハ漸ク中学教育ノ辺ニ止マルトイヘトモ各寺院ニ於テ耶蘇教ノ教育ヲ受クルヨリ自ヨク人事ヲ守ルノ風アリ畢竟教育ヲ盛ンシ宗教ヲ重セシメ又豪農ノ私立学校講習所等ヲ設ケ或ハ天主堂礼拝所等ヲ立テテ農民牧夫ニ教ヘ天理人道ノ明ニシテ道德品行ノ重スヘキヲ知ラシムルニヨリ被備者ハ能ク備者ニ奉シ備者ハ常ニ被備者ヲ愛シ殊ニ備主ハ精神ヲ練磨シテ學術ニ昭合シ自在ニ之ヲ指揮シ自由ニ之ヲ使役スルカ故ニ…今ヤ我国モ彼ノ長ヲ採リ我短ヲ補ハシテ希望スルモノナレハ我農家ヲ教化シテ宜シク耶蘇宗ヲ奉セシムヘシ是レ実ニ農業ヲ培養スル一大良好ノ肥料ナリ……（註29），

この時期以後になると、教育問題が地方農村指導者の中にもいくらか関心がもたれ始めたとも思われ、14年の第1回農談会が官製的な技術的設問が提示せられた事もあってか、2の教育問題が提起されたに過ぎないのに対して（註30）、23年5月13日（5日間）の第2回農談会（於京橋区木挽町厚生館・老農126ほか計134名）にあっては、農務局下付の「農家経済ノ現状並ニ之カ上進ヲ図ルノ手段」といった設問の性質もあってか数多く教育問題が論議されている（註31）。尤も他の面では、すなわち18年6月木挽町の厚生会館を仮用して開催された綿絲集談会では早くも可成り数多くの教育論議が闘はされるという筋もあるが（註32）、本農会に直接関連した大きな現はれはこの第2回農談会時である。それは、17、8年頃に見られる地方の勸業施設や研究施設或は農談会などの廃止・減少、特に20年前後における地方県公立農学校の廃校傾向などを経過して——その原因は政治熱の跋扈にして実業を軽んじた為めなりし（註33）と断ずる向もあるが、それはまた西洋農学・農法の国土への非実際性、そういった教育をうけた農学校卒業生の無用論のほか、松方緊縮財政の進行・風水害、従って地方財政の逼迫などにも大きな原因があった——すでに西洋農学・農法の影響を身に受けとった地方指導者層の技術向上もさること乍ら、当時の重要な農政課題の一つ、すなわち農務局下問の用語を藉れば「農家経済ノ上進」ということが彼等当面の関心事であったことによるであろう。ともあれ、この期の本農会報告に表はされた限りにおいて之を教育的側面より見ると、本農会の性格を反映してか、まづ支配的な農業技術そのものに対する学理への啓蒙的な啓発論議や指導の裡に、僅かな、それも彼等本来の身分が示すように主として一部の中央特別会員の官府的な一般農業教育論が見え——それも17年の農政計画図表解説、興業意見などに見える教育計画案の進行過程とも睨み合わせなければなるまいが——それが次第により近接的な対一般農民教育論へと発展してゆく兆が読みとられるようである。これが彼等を先達とした老農を含めた地方の指導者層に教育的自覚を促す一刺戟ともなったであろうが、それだけでなく、この20年代は斯種団体の中からも積極的な教育論が興起する時期でもあった。何れにせよ、明治10年代における在野一般会員の教育意識は誌上に見出すことは出来ず、地方行政の末端を荷う準中央官僚と相俟って齊しく中央農政当面の技術向上・農事奨励の線上にあり、従ってこれを期待しうる段階ではなかったように思われる。

—1966, 11, 15

註

- 1 大日本農会報告第1号(14年7月刊) P.1~3
- 2 参議大隈重信・伊藤博文建議(法規分類大全第一編官職門十五農商務省 P.4~5)
・黒田清隆建議(岩倉公実記下巻 P.667~8)・農商務省沿革略志 P.1~4など。
- 3 勸業会農談会開催数 明治12~16年:10・54・81・?・546。共進会博覧会開催数 明治
14~20年:12・12・43・81・122・223・238
- 4 大日本農会報告第7号(15年1月刊)附録・同第8号(15年2月刊) P.19
- 5 全上第9号(15年3月刊) P.16
- 6 内山 維新政府の実業教育施策考(長崎大学数育科学研究報告第4号), 内山・増田
維新政府の勸業施策(全前第10号)など。
- 7 全前第9号 P.30 山口県長門国厚狭郡 黒瀧黙蔵報告
- 8 全上第4号(14年10月刊) P.21~5 下総種畜場 加藤懋(農務局御用掛判任)報告
- 9 全上第7号 P.13~17
- 10 全上 P.26~9
- 11 全第34号(17年4月15日刊) P.18~9
- 12 全第7号 P.147~154
- 13 全第8号 P.100
- 14 全第15号(15年9月刊) P.59~60
- 15 全第7号 P.151
- 16 全第9号 P.131~2
- 17 全上 P.134
- 18 全上 第38号(17年8月15日刊) P.32~4.47~9
- 19 全第47号(18年5月15日刊) P.40~53
- 20 全上 P.53~6
- 21 山田登代太郎:最初の農業教育機関(全国農業学校長協会編:日本農業教育史 P.718)
- 22 針塚長太郎:農業教育の回顧(全前 P.729~30)
- 23 全上 P.731
- 24 白坂栄彦:実業教育思出話(全上 P.728~9)
- 25 大日本農会報告第69号(20年4月15日刊) P.8
- 26 全上第68号(20年3月15日刊) P.50~2
- 27 全上第69号 P.48~53
- 28 全上 全上号 P.54~5
- 29 全上第71号(20年6月15日刊) P.56~61
- 30 農務局蔵版:農談会日誌(14年7月25日出板届 8月4日刊) P.45・136
- 31 明治23年大日本農会農談会報告(農業發達史調査会:農發史資料第88号) P.26・34・3
6・51・53・56~7・64・77・81・83・92・99・104・107・109・132・150~1・157・1

64～5・165・166・172・442～3など。

32 綿絲集談会紀事（繭絲織物陶漆器共進会—18年8月刊）P.33・37・38・41・43・45・
45～51・61～66・77・83・86など。

33 石坂橘樹：農業政策P.618